

呉市市民公益活動団体登録制度について

～市民公益活動団体登録される皆さまへ～

【目的】

市内で公益的な活動をする市民団体を登録し、これらの団体に対する活動支援を行います。

【市民公益活動団体とは？】

市民公益活動団体とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動を行う団体です。ただし、次に掲げる活動は除きます。

- (1) 宗教的活動
- (2) 政治的活動
- (3) 選挙運動等の活動

【登録の対象となる団体】

呉市公益活動団体として登録をするためには、次の要件に該当する必要があります。

- (1) 市民に開かれた団体であること。
- (2) 団体の構成員が5名以上の団体であること。
- (3) 主たる事務所の所在地が呉市内にあること。
- (4) 活動を行う区域が主として呉市内であること。
- (5) 活動目的及び運営方法を規約等で定めている団体であること。

【市からの活動支援】

登録団体に対して次のような支援を行います。

- (1) 団体の活動に必要な情報の提供
- (2) 団体の活動情報の広報（くれボランティア情報ホームページへの掲載、市民センター・まちづくりセンターでのパンフレット等配布）
- (3) まちづくりセンター等の施設利用に係る使用料の免除（ボランティア活動のための使用に限る。）
- (4) 呉市市民公益活動保険の加入
- (5) 呉市市民協働センター（くれ協働センター、ひろ協働センター）会議室、貸ロッカー、印刷機、カラー複合機、大型ポスタープリンター、紙折り機等の利用（一部有料）

【登録方法】

登録を希望する団体は、次の書類に必要事項を記入の上、呉市地域協働課、呉市市民協働センター（くれ協働センター、ひろ協働センター）又は最寄りの市民センター（支所）へ提出してください。

- (1) 呉市市民公益活動団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 事業報告書、事業計画書（事業内容がわかるもの）
- (3) 決算書、予算書
- (4) 規則（会則等その他準ずるもの）
- (5) 会員名簿（団体での役職、氏名、住所が掲載されているもの）

※（2）～（5）の様式は任意です（特に決まりはありません）。

【登録の流れ】

- (1) 「市民公益活動団体登録申請書」を呉市地域協働課，呉市市民協働センター（くれ協働センター，ひろ協働センター）又は最寄りの市民センター（支所）に提出します。
- (2) 市が登録申請内容を審査し，登録を承認した場合，「市民公益活動団体登録通知書」を送付します。

なお，申請内容が登録の条件に該当していない場合は「市民公益活動団体登録非該当等通知書」を送付します。

【登録内容の公開，変更】

- (1) 登録申請書及び添付された資料に基づき作成した団体情報を，呉ボランティア情報ホームページに掲載し，一般公開します。
- (2) 登録内容に変更が生じた場合は，「呉市市民公益活動団体登録変更届出書」を速やかに地域協働課へ提出してください。
- (3) 団体登録を取りやめる場合は，速やかに地域協働課へ連絡してください。

【注意事項】

登録を受けた団体が，登録の対象となる団体の要件を失ったり，登録していることが相応しくないと判断したときは，登録を抹消します。

【その他】

活動の状況を確認するため，申請後，活動内容などをお聞きしたり，あるいは，年1回程度活動状況の実態調査をさせていただきます。

【お問い合わせ】

■呉市 市民部 地域協働課 地域協働グループ

TEL(0823)25-3223 FAX(0823)25-3013

E-mail tiiki@city.kure.lg.jp

(ホームページ) <http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/4/>

■呉市市民協働センター

(ホームページ) <http://kurekyoudou.net>

- ・くれ協働センター（呉市役所 本庁舎1階）

TEL(0823)25-5602 FAX(0823)25-0302

E-mail kurekyodo@sirius.ocn.ne.jp

- ・ひろ協働センター（広市民センター4階）

TEL(0823)71-0321 FAX(0823)71-0291

E-mail hirokyodo@kind.ocn.ne.jp